

お客さま各位



インボイス制度への当庫の対応について

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫は、適格請求書発行事業者としての登録を既に完了しておりますのでお知らせします。

登録番号：	T 8 1 2 0 0 0 5 0 0 2 3 3 6
商号又は名称：	大阪信用金庫
本店又は主たる事務所の所在地：	大阪市天王寺区上本町8丁目9番14号

つきましては、お客さまが当金庫にお支払いいただきます各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫の交付するインボイスにより仕入税額控除を受けることができますので下記にご案内させていただきます。

記

【お支払いいただく手数料について】

- 窓口でお支払いの手数料および自動引き落としの等の各種手数料（I B利用手数料、カード再発行手数料など）をお支払いいただいた場合、お客様のご要望に応じてインボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を発行いたします。2023年10月1日のインボイス制度開始時より発行いたします。
- 「インボイス管理票」の発行はお口座をお持ち等、既に取引のあるお客様に限ります。
- お取引の無いお客様につきましては、お支払いいただいた手数料に基づいてインボイスの要件を満たした「領収書等」を発行します。

【ATM・両替機でお支払いいただく手数料について】

- ATM・両替機でのお取引につきましては、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当するため、インボイスの発行はおこないませんので、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

【「インボイス管理票」のお渡しについて】

- 「インボイス管理票」はお取引の営業店にてお渡しさせていただきますので各営業店までお申し付けください。

※ 2023年12月から、インボイスの定期的な交付が必要なお客様向けに専用サイトから「インボイス管理票」の閲覧（印刷）ができるシステムを予定しています。

電子交付を希望されるお客様は、別途お手続きが必要になりますので、11月下旬ごろ、お手続きの案内をいたします。

以 上